

様式第12

隨時報告書

年　月　日

都道府県知事　殿

郵便番号  
会社所在地  
会社名  
電話番号  
代表者の氏名

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則(以下「施行規則」という。)第12条第5項の表の各号(第7項の表の各号)の規定(当該規定が準用される場合を含む。)により、下記の事項を報告します。

記

報告者の種別と認定年月日等について

報告者の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者 <input type="checkbox"/> 第一種特別相続認定中小企業者 <input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定中小企業者 <input type="checkbox"/> 第一種特例相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者 <input type="checkbox"/> 第二種特別相続認定中小企業者 <input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定中小企業者 <input type="checkbox"/> 第二種特例相続認定中小企業者
報告者に係る認定の認定年月日等	認定年月日及び番号	年　月　日(　　号)
	認定申請基準日	年　月　日
	隨時報告基準日	年　月　日
	隨時報告基準期間	年　月　日　から　年　月　日
	隨時報告基準事業年度	年　月　日　から　年　月　日
該当する事由	施行規則第9条第　　項　　号の規定	

(備考)

- ① 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- ② 本様式における第一種特別贈与(相続)認定中小企業者に係る規定は、第二種特別贈与(相続)認定中小企業者、第一種特例贈与(相続)認定中小企業者又は第二種特例贈与(相続)認定中小企業者について準用する。

なお、本様式において「認定中小企業者」、「経営承継受贈者(経営承継相続人)」、「認定贈与株式(認定相続株式)」、「贈与認定申請基準日(相続認定申請基準日)」、「隨時贈与報告基準日(隨時相続報告基準日)」、「隨時贈与報告基準期間(隨時相続報告基準期間)」又は「隨時贈与報告基準事業年度(隨時相続報告基準事業年度)」とある場合は、報告者の種別に合わせてそれぞれ対応する語句に読み替えるものとする。

- ③ 報告書の写しを添付する。このほかに、施行規則第12条第5項の表の第2号及び第3号(第7項第2号及び第3号)の報告の場合は、別紙1及び別紙2を作成し、その写し及び施行規則第12条第6項(第8項)各号に掲げる書類並びに以下の④⑤⑥の書類も添付する。
- ④ 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいづれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。
- ⑤ 随時贈与報告基準事業年度(隨時相続報告基準事業年度)終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき(施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいづれかの業務をしているときを含む。)には、その旨を証する書類を添付する。
- ⑥ 報告者の経営承継受贈者(経営承継相続人)が当該報告者の代表者でない場合(その代表権を制限されている場合を含む。)又は経営承継贈与者が当該報告者の代表者若しくは役員(代表者を除き、当該報告者から給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。)の支給を受けた役員に限る。)となった場合であって、当該経営承継受贈者(経営承継相続人)が施行規則第9条第10項各号のいづれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。

#### (記載要領)

- ① 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- ② 報告者が株式交換等により認定中小企業者たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあっては、「認定申請基準日における常時使用する従業員の数」については、認定中小企業者の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等(承継前に認定中小企業者だったものに限る。)の常時使用する従業員の数を加算した数を記載する。
- ③ 「隨時贈与報告基準期間(隨時相続報告基準期間)における代表者の氏名」については、隨時贈与報告基準期間(隨時相続報告基準期間)内に代表者の就任又は退任があった場合には、すべての代表者の氏名をその就任又は退任のあった期間ごとに記載する。
- ④ 「(\*2)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

- ⑤ 「隨時贈与報告基準事業年度(隨時相続報告基準事業年度)( 年 月 日から 年 月 日まで)における特定資産等に係る明細表」については、隨時贈与報告基準事業年度(隨時相続報告基準事業年度)に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)
- ⑥ 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与(債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。)の額を記載する。(施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合には空欄とする。)
- ⑦ 「総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)」については、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。
- ⑧ 「やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合」については、その該当した日、その理由及び解消見込時期を記載する。
- ⑨ 「認定申請基準日における」については経営承継受贈者(経営承継相続人)の死亡の直前における状況を、「認定申請基準日までに」については経営承継受贈者(経営承継相続人)の死亡の直前までの状況を、それぞれ記載する。
- ⑩ 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- ⑪ 「第9条第10項各号に掲げる事実のうち、今般、経営承継受贈者に生じた号数」及び「第9条第10項各号に該当し、代表者を退任した年月日」並びに「4 施行規則第12条第5項の表の第3号に規定する第一種特別贈与認定株式再贈与(同条第7項の表の第3号に規定する第一種特別相続認定株式贈与)について」は、経営承継受贈者(経営承継相続人)が施行規則第12条第5項の表の第3号に規定する第一種特別贈与認定株式再贈与(同条第7項の表の第3号に規定する第一種特別相続認定株式贈与)を行った場合に記載する。
- ⑫ 「特別子会社」については、隨時贈与報告基準期間(隨時相続報告基準期間)中ににおいて報告者に特別子会社がある場合に記載する。  
なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

(別紙1)

第\_\_種\_\_\_\_認定中小企業者に係る報告事項①  
(認定年月日: 年 月 日、認定番号: )

1 経営承継受贈者(経営承継相続人)について

隨時贈与報告基準日(随时相続報告基準日)における総株主等議決権数	(a)	個	
氏名			
住所			
隨時贈与報告基準日(随时相続報告基準日)における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b) + (c) (b) + (c)) / (a)	個 %	
隨時贈与報告基準日(随时相続報告基準日)における保有議決権数及びその割合	(b) (b) / (a)	個 %	
適用を受ける租税特別措置法の規定及び当該規定の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1) (本認定番号の認定に係る株式等に係る議決権数のみを記載。)		個	
<input type="checkbox"/> 第70条の7 <input type="checkbox"/> 第70条の7の5 <input type="checkbox"/> 第70条の7の2 <input type="checkbox"/> 第70条の7の6 <input type="checkbox"/> 第70条の7の4 <input type="checkbox"/> 第70条の7の8			
(*1)のうち隨時贈与報告基準日(随时相続報告基準日)までに譲渡した数		個	
隨時贈与報告基準日(随时相続報告基準日)(*1)における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合 (c) (c) / (a)
第9条第10項各号に掲げる事実のうち、今般、経営承継受贈者に生じた号数			
第9条第10項各号に該当し、代表者を退任した年月日			

2 施行規則第12条第5項の表の第3号に規定する第一種特別贈与認定株式再贈与(同条第7項の表の第3号に規定する第一種特別相続認定株式贈与)(当該規定を第二種特別贈与(相続)認定中小企業者、第一種特例贈与(相続)認定中小企業者及び第二種特例贈与(相続)認定中小企業者について準用する場合を含む)について

当該贈与に係る受贈者の氏名	
当該贈与に係る受贈者の住所	

当該贈与が行われた年月日	
認定贈与株式(認定相続株式)のうち、当該贈与の対象となる株式の数	

### 3 認定中小企業者について

主たる事業内容	
贈与認定申請基準日(相続認定申請基準日)(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における資本金の額又は出資の総額	円
隨時贈与報告基準日(隨時相続報告基準日)における資本金の額又は出資の総額	円
贈与認定申請基準日(相続認定申請基準日)(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由	
贈与認定申請基準日(相続認定申請基準日)(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における準備金の額	円
隨時贈与報告基準日(随时相続報告基準日)における準備金の額	円
贈与認定申請基準日(相続認定申請基準日)(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由	
隨時贈与報告基準日(随时相続報告基準日)における常時使用する従業員の数	(a)+(b)+(c)-(d) 人
厚生年金保険の被保険者の数	(a) 人
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である従業員の数	(b) 人
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c) 人
役員(使用人兼務役員を除く。)の数	(d) 人
隨時贈与報告基準期間(隨時相続報告基準期間)における代表者の氏名	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで
	年 月 日から 年 月 日まで

### 4 やむを得ない事由により資産保有型会社又は資産運用型会社に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月 頃

### 5 隨時贈与報告基準期間(随时相続報告基準期間)中における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当／非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
総株主等議決権数	(a)		個
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(b) 個 (b)／(a) %

6 会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*2)の発行の有無	有□ 無□	
(*2)を発行している場合には その保有者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)

(別紙2)

第\_\_種\_\_\_\_認定中小企業者に係る報告事項②

(認定年月日： 年 月 日、 認定番号： )

1 認定中小企業者における特定資産等について

随時贈与報告基準事業年度(随時相続報告基準事業年度)( 年 月 日から 年 月 日まで)における特定資産等に係る明細表

種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分 ((*3)を除く。)		△	(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 (*3)		△	(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの		△	(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産		△	(10) 円	(21) 円
	経営承継受贈者(経営承継相続人)及び当該経営承継受贈者(経営承継相続人)に係る同族関係者等(施行規則第1条第13項第2号ホに掲げる者をいう。)に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11) 円	(22) 円

特定資産の帳簿価額の合計額	$(23) = (2) + (3) + (5) + (7) + (9) + (10) + (11)$ 円	特定資産の運用収入の合計額	$(25) = (13) + (14) + (16) + (18) + (20) + (21) + (22)$ 円
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円
隨時贈与報告基準事業年度(隨時相続報告基準事業年度)終了の日以前の5年間(贈与(相続の開始)の日前の期間を除く。)に経営承継受贈者(経営承継相続人)及び当該経営承継受贈者(経営承継相続人)に係る同族関係者に対して支払われた剩余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額	$(29) = ((23) + (27) + (28)) / ((24) + (27) + (28))$ %	剩余金の配当等	(27) 円
		損金不算入となる給与	(28) 円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	$(29) = ((23) + (27) + (28)) / ((24) + (27) + (28))$ %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	$(30) = (25) / (26)$ %
総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)			円